

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
◎総務部 総務課								
1	閲覧の中止等	市長の資産等の公開に関する規則	第10条第5項	①有		①有		総務部 総務課
2	手数料の徴収	成田市情報公開条例	第18条第2項	①有		①有		総務部 総務課
3	公文書の閲覧又は視聴の停止等	成田市情報公開条例施行規則	第9条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 総務課
4	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等	成田市個人情報の保護に関する法律施行条例	第2条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 総務課
5	手数料の徴収	成田市個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条第1項	①有		①有		総務部 総務課
6	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等	成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則	第2条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 総務課
7	手数料の徴収	成田市行政不服審査法施行条例	第3条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			総務部 総務課
◎総務部 行政管理課								
8	指定の取消し等	成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例	第10条第1項	①有		①有		総務部 行政管理課
◎総務部 管財課								
9	違反行為に対する退去命令等	成田市庁舎管理規則	第5条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 管財課
10	許可の取消し等	成田市庁舎管理規則	第10条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 管財課
11	退去命令等	成田市庁舎管理規則	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			総務部 管財課
12	撤去命令等	成田市庁舎管理規則	第13条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 管財課
13	過料	成田市庁舎管理規則	第20条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			総務部 管財課
14	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 管財課
◎財政部 市民税課								
15	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市固定資産評価審査委員会の所管に係る成田市情報公開条例施行規程	本則	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 市民税課
16	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市固定資産評価審査委員会の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			財政部 市民税課
17	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 市民税課
18	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			財政部 市民税課
◎財政部 資産税課								
19	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 資産税課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
20	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			財政部 資産税課
◎財政部 納税課								
21	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 紳税課
22	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			財政部 紳税課
◎空港部 空港対策課								
23	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			空港部 空港対策課
24	使用の許可の取消し等	成田市荒海共生プラザの設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			空港部 空港対策課
◎シティプロモーション部 観光プロモーション課								
25	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
26	駐車料金の徴収	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
27	割増金の徴収	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
28	定期駐車の許可の取消し	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第16条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
29	東和田駐車場からの退去命令	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第18条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
30	使用料の徴収	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第13条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
31	監督処分	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第17条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
32	過料	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第23条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
33	使用料の徴収	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
34	入館及び使用の取消し等	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
◎シティプロモーション部 スポーツ振興課								
35	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
36	使用許可の取消し等	学校体育施設の利用に関する規則	第7条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
37	使用の許可の取消し等	成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
38	使用の許可の取消し等	成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
39	使用料の徴収	成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
40	入館の制限等	成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
41	使用の許可の取消し等	成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
42	照明使用料の徴収	成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	第11条ただし書	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
43	使用の許可の取消し等	成田市久住テニスコートの設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
44	使用の許可の取消し等	成田市久住体育館の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
45	使用の許可の取消し等	成田市印東体育館の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
46	使用の許可の取消し等	成田市北羽鳥多目的広場の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
47	使用の許可の取消し等	成田市運動場の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
48	使用の許可の取消し等	成田市大栄B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
49	使用の許可の取消し等	成田市大栄テニスコートの設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
50	使用の許可の取消し等	成田市パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
51	使用の許可の取消し等	成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
52	使用の許可の取消し等	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
53	使用料の徴収	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
54	使用の許可の取消し等	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
55	使用料の徴収	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第13条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
56	運動公園等施設の使用の許可の取消し等	成田市都市公園条例	第30条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課

◎シティプロモーション部 文化国際課

57	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			シティプロモーション部 文化国際課
58	使用の許可の取消し等	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 文化国際課
59	使用料の徴収	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例	第17条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 文化国際課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
60	使用の許可の取消し等	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 文化国際課
61	使用料の徴収	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 文化国際課

◎市民生活部 市民課

62	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 市民課
63	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民課

◎市民生活部 保険年金課

64	過料	成田市国民健康保険条例	第14条から第17条まで	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 保険年金課
65	一部負担金の減免等の取消し	成田市国民健康保険条例施行規則	第20条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
66	一部負担金の返還	成田市国民健康保険条例施行規則	第21条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			市民生活部 保険年金課
67	承認書の返還	成田市国民健康保険人間ドック受検費助成規則	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
68	使用料等の徴収	成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
69	延滞金の徴収	成田市後期高齢者医療に関する条例	第6条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
70	過料	成田市後期高齢者医療に関する条例	第8条から第10条まで	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
71	承認書の返還	成田市後期高齢者人間ドック受検費助成規則	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課

◎市民生活部 市民協働課

72	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課
73	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 市民協働課
74	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課
75	使用の許可の取消し等	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第9条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課
76	使用料の徴収	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 市民協働課
77	使用の許可の取消し等	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第12条		②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課
78	駐車料金の徴収	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第17条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課
79	使用の許可の取消し等	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
80	使用料の徴収	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第11条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 市民協働課
◎市民生活部 交通防犯課								
81	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 交通防犯課
82	自転車等の放置に対する措置命令	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第10条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 交通防犯課
83	費用の徴収	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第12条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 交通防犯課
84	使用料の徴収	成田市自転車等の放置防止に関する条例 （第15条第1項（第17条第4項で準用する場合を含む。））	第15条第1項(第17条第4項で準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 交通防犯課
85	利用許可の取消し	成田市自転車等の放置防止に関する条例 施行規則	第16条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 交通防犯課
86	支援金の返還	成田市犯罪被害者等支援条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 交通防犯課
◎市民生活部 下総支所								
87	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 下総支所
88	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 下総支所
89	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 下総支所
◎市民生活部 大栄支所								
90	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 大栄支所
91	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 大栄支所
92	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 大栄支所
◎環境部 環境計画課								
93	縦覧の停止等	成田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	第3条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境計画課
◎環境部 環境対策課								
94	雑草等除去命令	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境対策課
95	措置命令	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第25条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境対策課
96	特定事業許可の取消し	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第26条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境対策課
97	土質許可の取消し	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第27条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境対策課
98	廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第28条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境対策課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
99	小規模特定事業に対する安全基準に関する措置命令	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第30条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
100	小規模特定事業に対する崩落等の防止に関する措置命令	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第31条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
101	手数料の徴収	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第36条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境対策課
102	計画変更命令等	成田市公害防止条例	第21条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
103	改善命令等(騒音又は振動に係るものを除く。)	成田市公害防止条例	第24条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
104	改善命令等(騒音及び振動に係るもの)	成田市公害防止条例	第28条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
105	深夜騒音に係る営業時間の制限命令等	成田市公害防止条例	第30条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
106	拡声機の使用の制限又は屋外燃焼行為の禁止に係る措置命令	成田市公害防止条例	第32条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
107	措置命令	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	第16条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
108	措置の命令(吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が21平方センチメートル未満の揚水施設に係るものに限る。)	千葉県環境保全条例	第42条第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課
109	許可の取消し(吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が21平方センチメートル未満の揚水施設に係るものに限る。)	千葉県環境保全条例	第46条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境対策課
110	措置の命令(吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が21平方センチメートル未満の揚水施設に係るものに限る。)	千葉県環境保全条例	第46条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 環境対策課

◎環境部 クリーン推進課

111	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			環境部 クリーン推進課
112	廃棄物処理手数料の徴収	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第27条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
113	許可の取消し等	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第32条	①有		①有		環境部 クリーン推進課
114	許可申請手数料の徴収	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第34条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
115	改善命令等	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第38条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
116	使用の許可の取消し等	成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例	第7条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
117	勧告従事命令	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	第12条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課

◎環境部 環境衛生課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
118	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境衛生課
119	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
120	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境衛生課
121	使用の許可の取消し等	成田クリーンヒル多目的広場の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
122	使用の許可の取消し等	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
123	使用料の徴収	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
124	使用料の徴収	成田市靈柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例	第5条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
125	墓地の位置変更等の命令	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第13条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
126	使用の許可の取消し	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第15条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
127	使用料の徴収	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第18条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
128	手数料の徴収	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第19条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
129	管理料の徴収	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第20条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
130	市民以外の者の使用料等の徴収	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第21条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
131	使用の許可の取消し	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
132	使用料等の徴収	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
133	改善命令等	成田市小規模水道条例	第15条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
134	給水停止命令	成田市小規模水道条例	第16条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
135	廃棄物処理手数料の徴収	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第27条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境衛生課
136	許可の取消し等	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第32条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境衛生課
137	許可申請手数料の徴収	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第34条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境衛生課
138	改善命令等	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第38条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境衛生課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
139	使用許可の取消し等	成田市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課

◎福祉部 高齢者福祉課

140	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めすることが技術的に困難である場合			福祉部 高齢者福祉課
141	使用の許可の取消し等	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
142	使用料の徴収	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
143	支給の停止	成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例	第7条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
144	受給資格の認定の取消し	成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
145	手当の返還命令	成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例	第13条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
146	受給資格の取消し	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第13条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
147	支給の一時停止	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第15条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
148	手当の返還	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第17条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
149	受給資格の認定の取消し	成田市重度認知症高齢者介護手当支給条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
150	支給の停止	成田市重度認知症高齢者介護手当支給条例	第7条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
151	手当の返還	成田市重度認知症高齢者介護手当支給条例	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
152	施術所の指定の取消し	成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則	第11条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
153	紙おむつの返還	成田市高齢者及び障害者紙おむつ給付事業実施規則	第7条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
154	利用費用の返還	成田市高齢者及び障害者寝具乾燥サービス実施規則	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
155	配食サービスの中止又は停止	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第8条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 高齢者福祉課
156	福祉電話の返還	成田市高齢者福祉電話の貸与に関する規則	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
157	緊急通報装置設置の取消し	成田市緊急通報装置設置規則	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
158	家族支援サービス事業の利用の取消し	成田市徘徊高齢者等家族支援サービス事業実施規則	第12条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
159	登録の取消し等	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第14条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課

◎福祉部 障がい者福祉課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
160	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
161	受給資格の取消し	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第13条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
162	支給の一時停止	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第15条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
163	手当の返還	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第17条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
164	紙おむつの返還	成田市高齢者及び障害者紙おむつ給付事業実施規則	第7条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
165	利用費用の返還	成田市高齢者及び障害者寝具乾燥サービス実施規則	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
166	配食サービスの中止又は停止	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第8条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
167	緊急通報装置設置の取消し	成田市緊急通報装置設置規則	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
168	家族支援サービス事業の利用の取消し	成田市徘徊高齢者等家族支援サービス事業実施規則	第12条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
169	基準該当障害福祉サービス事業者の登録の取消し	成田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	第14条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
170	登録の取消し	成田市障害児通所給付費等の支給及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則	第12条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
171	更生訓練費の返還	成田市更生訓練費支給規則	第7条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
172	助成費の返還	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第13条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
173	受給資格の認定の取消し	成田市障害者福祉手当支給条例	第12条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
174	手当の返還	成田市障害者福祉手当支給条例	第13条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
175	費用の返還	成田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則	第11条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課

◎福祉部 介護保険課

176	延滞金の徴収	成田市介護保険条例	第8条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
177	過料	成田市介護保険条例	第13条から第17条まで	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課

◎こども未来部 こども政策課

178	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 こども政策課
179	使用の中止等	成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例	第6条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課

◎こども未来部 子育て支援課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
180	支給の制限	成田市遺児等手当支給条例	第7条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 子育て支援課
181	支給の停止	成田市遺児等手当支給条例	第8条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 子育て支援課
182	手当の返還	成田市遺児等手当支給条例	第11条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 子育て支援課

◎こども未来部 保育課

183	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 保育課
184	預かり保育料の徴収	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
185	送迎バス使用料の徴収	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
186	利用の取消し	成田市立大栄幼稚園の預かり保育の実施に関する規則	第6条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
187	保育の実施の解除	成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則	第7条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
188	保育料の徴収	成田市保育所及び小規模保育事業所設置条例	第3条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
189	時間外保育の保育料の徴収	成田市立保育所及び小規模保育事業所時間外保育運営規則	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
190	承諾の取消し	成田市一時保育事業実施規則	第9条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
191	保護者負担金の徴収	成田市一時保育事業実施規則	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
192	承諾の取消し	成田市年末保育事業実施規則	第8条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
193	保護者負担金の徴収	成田市年末保育事業実施規則	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
194	児童ホーム保育料の徴収	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
195	許可の取消し	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第13条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課

◎健康推進部 地域医療政策課

196	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
197	使用料の徴収	成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例	第4条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
198	手数料の徴収	成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課

◎経済部 商工振興企業立地課

199	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
-----	--------	--------------	-----	----	--	--	--	---------------

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
200	使用料の徴収	成田市勤労会館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
201	駐車料金の徴収	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 商工振興企業立地課
202	割増金の徴収	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 商工振興企業立地課
203	買物駐車場からの退去命令	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第18条第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
204	融資の取消し	成田市中小企業資金融資条例	第13条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 商工振興企業立地課
205	指定事業者の取消し等	成田市企業立地促進条例	第10条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課

◎経済部 農政課

206	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
207	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
208	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 農政課
209	分担金の徴収	成田市営土地改良事業分担金徴収条例	第3条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 農政課
210	使用許可の取消し等	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第7条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
211	使用料の徴収	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課

◎経済部 卸売市場

212	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 卸売市場
213	卸売業者の許可の取消し	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第15条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
214	仲卸業者の許可の取消し	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第26条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
215	買受人の承認の取消し	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第30条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
216	高機能物流事業者の許可の取消し	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第32条の7	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
217	関連事業者の許可の取消し	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第32条の16	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
218	原状回復命令	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第53条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
219	指定又は許可の取消し等及び措置命令	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第55条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
220	使用料の徴収	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第57条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
221	改善措置命令	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第60条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
222	監督処分	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第61条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
223	市場外への退去命令	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第67条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
224	過料	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第73条及び第74条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場

◎土木部 土木課

225	過料	成田市準用河川流水占用料等条例	第8条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
226	分担金の徴収	成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	第4条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 土木課
227	過料	成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	第7条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課

◎土木部 道路管理課

228	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 道路管理課
229	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
230	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 道路管理課
231	延滞金の徴収	成田市道路占用料条例	第6条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
232	占用料の徴収	成田市法定外公共物管理条例	第8条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
233	延滞金の徴収	成田市法定外公共物管理条例	第11条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
234	生産物採取料の徴収	成田市法定外公共物管理条例	第12条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
235	許可の取消し等	成田市法定外公共物管理条例	第19条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
236	過料	成田市法定外公共物管理条例	第23条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課

◎土木部 建築住宅課

237	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
238	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
239	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
240	家賃の徴収	成田市営住宅条例	第18条第1項(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
241	敷金の徴収	成田市営住宅条例	第19条第1項(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
242	収入超過者に対する家賃の徴収	成田市営住宅条例	第31条第1項(第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
243	高額所得者に対する家賃の徴収	成田市営住宅条例	第33条第1項(第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
244	駐車場使用料の徴収	成田市営住宅条例	第48条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
245	過料	成田市営住宅条例	第57条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			土木部 建築住宅課

◎土木部 下水道課

246	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることができない場合			土木部 下水道課
247	使用料の徴収	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第14条	①有		①有		土木部 下水道課
248	監督処分	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第23条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
249	過料	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第25条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
250	分担金の徴収	成田市農業集落排水事業分担金徴収条例	第5条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
251	過料	成田市農業集落排水事業分担金徴収条例	第9条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
252	指定の取消し又は一時停止等	成田市下水道条例	第6条の8	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
253	手数料の徴収	成田市下水道条例	第6条の9	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
254	使用料の徴収	成田市下水道条例	第17条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
255	占用料の徴収	成田市下水道条例	第30条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
256	過料	成田市下水道条例	第32条から第34条まで	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
257	負担金の徴収	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第9条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
258	滞滞性金の徴収	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第15条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課

◎都市部 都市計画課

259	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 都市計画課
-----	--------	----------	--------	----	--	--	--	-----------

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
260	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
261	傍聴人の退場措置等	成田市都市計画公聴会規則	第7条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
262	閲覧の中止等	成田市開発登録簿閲覧規則	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課

◎都市部 市街地整備課

263	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 市街地整備課
-----	--------	--------------	-----	----	--	--	--	------------

◎都市部 公園緑地課

264	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 公園緑地課
265	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 公園緑地課
266	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
267	使用料等の徴収	成田市都市公園条例	第10条第1項(第22条において準用する場合を含む。)	①有		①有		都市部 公園緑地課
268	監督処分	成田市都市公園条例	第14条(第22条において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 公園緑地課
269	過料	成田市都市公園条例	第39条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 公園緑地課
270	許可の取消し	千葉県屋外広告物条例	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 公園緑地課
271	措置の命令	千葉県屋外広告物条例	第14条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 公園緑地課

◎水道部 業務課

272	使用料の徴収	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第2条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			水道部 業務課
273	延滞金の徴収	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第7条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			水道部 業務課
274	手数料の徴収	成田市水道事業給水条例	第28条(成田市簡易水道事業給水条例において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			水道部 業務課
275	過料	成田市水道事業給水条例	第37条及び第38条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			水道部 業務課
276	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市水道事業管理者の所管に係る成田市情報公開条例施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			水道部 業務課
277	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市水道事業管理者の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			水道部 業務課

◎水道部 工務課

278	指定の取消し	成田市指定給水装置工事事業者規程	第8条	①有		②無	①脱法的な行為が助長されるおそれがあると認められる場合	水道部 工務課
-----	--------	------------------	-----	----	--	----	-----------------------------	---------

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
279	指定の停止	成田市指定給水装置工事事業者規程	第9条	①有		②無	①脱法的な行為が助長されるおそれがあると認められる場合	水道部 工務課
◎議会事務局								
280	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市議会の所管に係る成田市情報公開条例施行規程	本則	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			議会事務局
281	手数料の徴収	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第30条第2項前段	①有		①有		議会事務局
282	過料	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第57条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			議会事務局
283	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			議会事務局
284	議員報酬の支給の一時差止め	議会の議員の議員報酬等の支給の一時差止め等に関する条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			議会事務局
285	期末手当の支給の一時差止め	議会の議員の議員報酬等の支給の一時差止め等に関する条例	第4条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			議会事務局
◎監査委員事務局								
286	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市監査委員の所管に係る成田市情報公開条例施行規程	本則	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			監査委員事務局
287	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市監査委員の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			監査委員事務局
◎農業委員会事務局								
288	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			農業委員会事務局
289	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			農業委員会事務局
290	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市農業委員会の所管に係る成田市情報公開条例施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			農業委員会事務局
291	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市農業委員会の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			農業委員会事務局
◎選挙管理委員会事務局								
292	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市選挙管理委員会の所管に係る成田市情報公開条例施行規程	本則	①有		①有		選挙管理委員会事務局
293	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市選挙管理委員会の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			選挙管理委員会事務局
◎教育部 教育総務課								
294	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 教育総務課
295	退場措置	成田市教育委員会傍聴規則	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 教育総務課
296	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市教育委員会の所管に係る成田市情報公開条例施行規則	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 教育総務課
297	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市教育委員会の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 教育総務課

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
◎教育部 学校施設課								
298	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 学校施設課
◎教育部 教育指導課								
299	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 教育指導課
◎教育部 学校給食センター								
300	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 学校給食センター
◎教育部 生涯学習課								
301	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 生涯学習課
302	使用の許可の取消し等	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
303	使用料の徴収	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
304	使用の許可の取消し等	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
305	使用料の徴収	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
306	退館命令等	成田市三里塚御料牧場記念館の設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
307	退館命令等	成田市下総歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
308	退館命令等	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
309	使用の許可の取消し等	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
310	使用料の徴収	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第11条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
311	許可の取消し等	成田市文化財の保護に関する条例	第13条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
312	環境保全のための措置命令	成田市文化財の保護に関する条例	第14条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
313	使用の許可の取消し等	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
314	使用料の徴収	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
315	現状変更等の行為の停止命令及び許可の取消し(千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第3条第1項に規定する現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。)	千葉県文化財保護条例	第38条第3項において準用する第14条第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 生涯学習課
◎教育部 公民館								

【条例・不利益処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
316	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 公民館
317	使用の許可の取消し等	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 公民館
318	使用料の徴収	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第11条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 公民館

◎教育部 図書館

319	退館措置等	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 図書館
320	利用の禁止等	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第7条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 図書館
321	使用の許可の取消し等	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第29条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 図書館

◎消防本部 消防総務課

322	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 消防総務課
323	公文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市情報公開条例施行規則第9条第3項の準用)	成田市消防長の所管に係る成田市情報公開条例施行規程	本則	①有		①有		消防本部 消防総務課
324	地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴の停止等(成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則第2条第3項の準用)	成田市消防長の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規程	本則	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 消防総務課

◎消防本部 予防課

325	手数料の徴収	成田市手数料条例	第2条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合 ②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 予防課
326	過料	成田市手数料条例	第6条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 予防課
327	指定催しの指定	成田市火災予防条例	第42条の2第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合 ②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 予防課

◎消防本部 警防課

328	使用料の徴収	成田市行政財産使用料条例	第2条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 警防課
-----	--------	--------------	-----	----	--	--	--	----------